

新市の 主な行政サービスについて



業 務	項 目	受付窓口				合併後の制度	問合せ先 総合支所へのお問合せは各代表番号へ お願いします。 市役所の各課のFAX番号は23～27 ページをごらんください。	
		本庁	総合支所	市民センター	その他			
保健・福祉	高齢の方を対象とした在宅サービス	●	●			配食サービス、生活支援ホームヘルプサービス、訪問理美容サービス、福祉電話貸し出しサービス、生きがいデイサービス、日常生活用具給付サービス、生活支援ショートステイ、痴呆性高齢者電話相談サービス、紙おむつ給付サービスなどがあります。	保健福祉部長寿介護課 (0942)30-9038 総合支所保健福祉課	
	緊急通報システム	内容	●	●				緊急事態に陥る可能性が高く、定期的に安否の確認が必要な高齢者に対し、緊急通報装置を設置し、緊急時における不安を解消し、生活の安全を確保します。
		対象者						概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者で、身体的慢性疾患があるなど、日常生活上で常時注意が必要な方。
	住宅改造費の助成	内容	●	●				在宅の要介護高齢者等が日常生活の自立を助けるために必要な改造工事をする場合にその費用の一部を助成します。助成限度額300,000円。
		対象者						住宅改造費が介護保険の「住宅改修費」の助成限度額(200,000円)を上回っており、かつ、非課税世帯に属する方。
	家族介護慰労金の支給	内容	●	●				要介護高齢者を在宅で介護している家族に対し、年間120,000円を限度に慰労金を支給します。
		対象者						要介護度4又は5の状態が1年間継続し、過去1年間介護保険サービス(自己負担額20,000円以下の利用を除く)を利用していない高齢者を在宅で介護している家族。ただし、介護保険料を滞納している場合は除きます。
	在宅介護支援センター	内容				●		在宅で高齢者を介護している家族の相談、介護の指導、福祉サービス等の申請代行、関係機関との連絡調整等を行います。
		対象者						在宅の高齢者やその家族
	保育所入所	入所の手続き	●	●		●		希望保育所・新久留米市内の全保育所を希望できます。 申込手続き・入所申込書・家庭で保育できないことを証明する書類・保育料を決定するための書類等が必要です。本庁児童保育課・各総合支所・希望保育所へ申し込みください。(時期により申し込み場所が変更)
学童保育所	入所・退所等の手続き				●	これまでどおり、各学童保育所で手続きを行ってください。		
	利用料(保育料)				●	これまでどおりの額を、各学童保育所の指示により納めてください。		
	対象・開所時間・閉所日等				●	これまでどおりです。		
エンゼル支援訪問事業	内容				●	育児に関する様々な相談や保育士等による訪問支援、出産後間もないため、家事・育児が困難な世帯へのヘルパー派遣を行います。		
	対象者					ヘルパー派遣に関しては、出産退院後30日以内の母親のいる家庭		